

駐車監視員活動ガイドライン

【西新井 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。
なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

重点路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号	環状七号線	島根1-1先梅島陸橋	新田1-1先新神谷橋	8-20	
2	国道4号	日光街道	六月1-24先	梅田1-1先千住新橋	8-20	
3	都道461号	尾竹橋通り	栗原4-23先	本木1-1先西新井橋	8-20	
4	主要地方道58号	尾久橋通り	皿沼3-33都立舎人公園先舎人公園交差点	小台1-19先尾久橋	8-20	
5	都道450号	東京川口線	梅田1-1先	鹿浜1-5先	8-20	荒川沿いの高速川口線高架下の通り
6	区道	通称・縦柳通り	西新井4-35先～西新井6-17先～環七通りに至る道路		8-20	区間延長
7	区道	本木新道	西新井栄町3-16先環状七号線西新井大師前交差点	本木1-3先本木一丁目交差点	8-20	
8	都道107号	産業道路	鹿浜2-34鹿浜郵便局先	鹿浜2-1先環状七号線鹿浜交差点	8-20	
9	区道	横柳通り	島根2-30先	鹿浜5-7先	8-20	
10	都道103号	旧日光街道	六月2-22先	梅田1-9先梅田交差点	8-20	
11	都市計画道261号線	—	皿沼1-21先	皿沼1-22先	8-20	
12	区道	—	皿沼3-32先	皿沼3-33先	8-20	
13	区道	—	関町3-17先	関原3-50先	8-20	
14	区道	—	谷在家1-23先	西新井4-33先	8-20	

重点地域

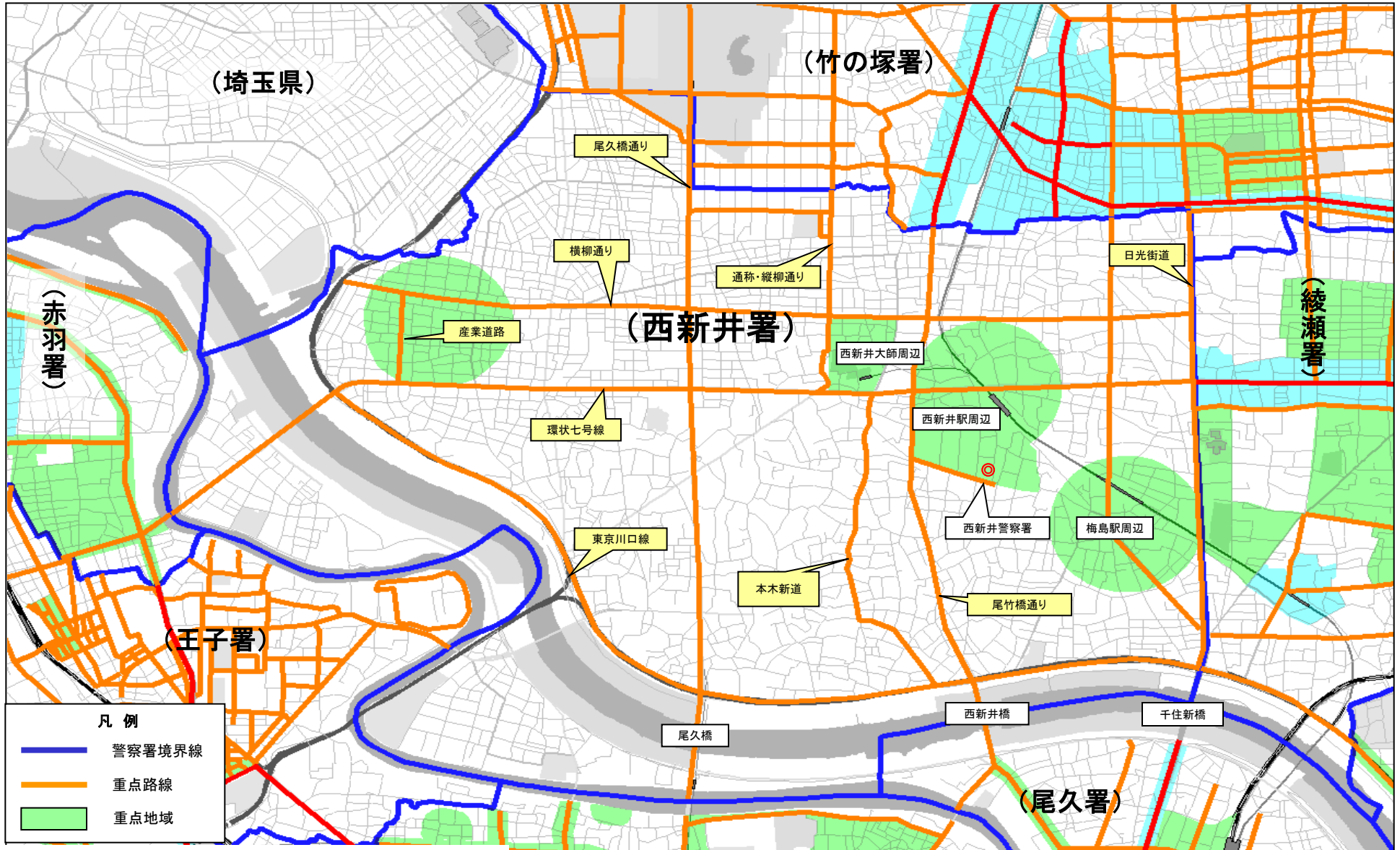
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東武線西新井駅周辺	8-20	
2	東武線梅島駅周辺	8-20	
3	西新井大師周辺(西新井1丁目全域)	8-20	
4	西新井栄町1・2丁目全域	8-20	
5	北鹿浜公園周辺	8-20	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東武線西新井駅周辺	8-20	
2	東武線梅島駅周辺	8-20	

西新井警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。